

令和2年第1回臨時会
新冠町議会会議録
第1日（令和2年 5月 1日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|-----------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | 承認第 2号 | 専決処分について |
| 第 5 | 承認第 3号 | 専決処分について |
| 第 6 | 承認第 4号 | 専決処分について |
| 第 7 | 承認第 5号 | 専決処分について |
| 第 8 | 承認第 6号 | 専決処分について |
| 第 9 | 承認第 7号 | 専決処分について |
| 第10 | 議案第20号 | 防災行政無線整備工事請負契約の締結について |
| 第11 | 議案第21号 | 財産の取得について |
| 第12 | 議案第22号 | 財産の取得について |
| 第13 | 議案第23号 | 令和2年度新冠町一般会計補正予算 |

◎追加日程

- | | | |
|-----|--------|------------------|
| 第 1 | 議案第24号 | 令和2年度新冠町一般会計補正予算 |
|-----|--------|------------------|

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 芳住 革二君 | 2番 | 長浜 謙太郎君 |
| 3番 | 酒井 益幸君 | 4番 | 武田 修一君 |
| 5番 | 但野 裕之君 | 6番 | 竹中 進一君 |
| 7番 | 須崎 栄子君 | 8番 | 氏家 良美君 |
| 9番 | 秋山 三津男君 | 10番 | 中川 信幸君 |
| 11番 | 堤 俊昭君 | 12番 | 荒木 正光君 |

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町	中	村	義	弘	君
教	育	山	本	政	嗣	君
総	務	坂	本	隆	二	君
企	画	原	田	和	人	君
町	民	坂	東	桂	治	君
保	健	鷹	背		寧	君
税	務	佐	藤	正	秀	君
産	業	島	田	和	義	君
兼	農	関	口	英	一	君
委	員	田	村	一	晃	君
会	事	杉	山	結	城	君
務	局	山	谷		貴	君
長		工	藤		匡	君
建	設	湊		昌	行	君
水	道	新	宮	信	幸	君
課	長	佐	々	木	京	君
会	計	楫	川	聡	明	君
管	理	下	川	広	司	君
者		竹	内		修	君
診	療	八	木	真	樹	君
所	事	今	村		力	君
務	長	三	宅	範	正	君
特	別	磯	野	貴	弘	君
養	護	小	久	保	卓	君
老	人	坂	元	一	馬	君
ホ	一	谷	藤		聡	君
ム	所	曾	我	和	久	君
所	長	岬		長	敏	君
牧	野					
所	長					
管	理					
課	長					
社	会					
教	育					
課	長					
総	務					
課	総					
括	主					
幹						
企	画					
課	総					
括	主					
幹						
企	画					
課	総					
括	主					
幹						
町	民					
生	活					
課	総					
括	主					
幹						
保	健					
福	祉					
課	総					
括	主					
幹						
税	務					
課	総					
括	主					
幹						
産	業					
課	総					
括	主					
幹						
建	設					
水	道					
課	総					
括	主					
幹						
管	理					
課	総					
括	主					
幹						
管	理					
課	総					
括	主					
幹						
社	会					
教	育					
課	総					
括	主					
幹						
社	会					
教	育					
課	総					
括	主					
幹						
代	表					
監	査					
委	員					

◎議会事務局

議	会	事	務	局	長	佐	渡	健	能	君	
議	会	事	務	局	係	長	伊	藤	美	幸	君

(午前10時 5分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和2年第1回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番芳住革二議員、2番長浜健太郎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本理事会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名をお手元に配付しておきましたのでご了承を願います。これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第2号

○議長（荒木正光君） 日程第4、承認第2号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第2号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 歳出の部分でお伺いします。今回の補助なんですけども、補助対象は何頭が補助対象になったのか。また、1頭当たりの補助額は同一の金額なのか、この2点お願いします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） ご質問の点でございますが、1点目、2点とも共通でございます。3月に出荷した1頭について予算不足が生じたということで、計上させていただいております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） これは聞くところによると、3月ぐらいから随分値段が下落してるということなので、これからもまだまだ下がるというような予想がされるわけなんですけど、その時点でまたこのような補正予算で対応するという考え方なのか、その点をお聞きいたします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 今回、提案させていただいておりますのは専決予算でございます。3月分の部分でございます。今後につきましてもこの傾向は、引き続き当分の間は続くものではないかというふうに思います。それで、令和2年度予算につきましては、今回別に補正予算として計上させていただいてるところです。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

武田議員。

○4番（武田修一君） 市場の状況については報道等である程度知っておりますけれども、改めて市場価格の下落の状況、今後の見通しについて、もしよろしければお話しいただきたいと思っております。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 和牛の枝肉市場の状況でございますけれども、年を明けましてからこの新型コロナの影響が顕著に出てきております。その中で、令和2年2月現在で、これは枝肉ですからA5、A4等の格付の状況等が違いますけれども、当町の場合で実績から追いますと、令和2年2月現在で約16%ほど減、3月時点で24%ほど減、4月の実績では23%ほどの減という状況でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第3号

○議長（荒木正光君） 日程第5、承認第3号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 承認第3号 専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定にこれを報告し、承認を求めるとでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第2項の規定に基づき、別紙のとおり令和2年3月31日付をもって専決処分したものです。このたびの改正は、行政機関等に係る申請、届け出、その他の手続等に関し、電子情報組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により、行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化を施することを目的とする行政手続等における、情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、当該法律の施行期日を定める政令において、令和元年12月16日から施行となりました。本件につきましては、令和2年度税制改正に係る総務省からの関係通知により、町条例の一部が一部改正が必要であると判明したもので、議会を開催するいとまがなかったことから専決処分したものです。この改正において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に解明されたことなどに伴い、関係する条文を整備するものです。改正内容について新旧対照表により、ご説明いたしますので4ページをお開き願います。新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表第6条第2項中、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に第3条第1項を第6条第1項に改め、別表（第10条関係）の表中、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に、第4条第1項を第7条第1項に、同項を同法第6条第1項に改めるものです。3ページにお戻りください。附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上が、承認第3号 新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に係る提案理由でございます。ご審議賜り、報告のとおりご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第4号

○議長(荒木正光君) 日程第6、承認第4号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤税務課長。

○税務課長(佐藤正秀君) 承認第4号 専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、新冠町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて次のとおり、令和2年3月30日付をもって専決処分したものです。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、お手元に配付しております承認第4号資料により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。初めに、提案及び専決理由であります。このたびの改正につきましては、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げ促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行い、さらに経済社会の構造変化を踏まえ、すべてのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直しを行うほか、国際課税制度の見直しや所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備を行うとした令和2年度税制改正の大綱に沿って、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日公布され、原則令和2年4月1日から施行されました。これに伴い、令和2年4月1日施行の部分について、新冠町税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を開催するいとまがなかったことから、専決処分したものです。次に、改正の内容についてご説明申し上げます。初めに、第1条新冠町税条例の一部を改正する条例についてです。1つ目は、個人町民税関係であります。1点目は、給与所得者の扶養親族申告書に記載する事項の変更で、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、給与支払者に提出する当該申告書にその旨の記載を不要とする等の措置をするものです。2点目は、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載する事項の変更で、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場において、公的年金等

支払い者に提出する当該申告書にその旨の記載を不要とする等の措置をするものです。3点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、家畜市場等特定の市場で売却した場合に、その売却により生じた事業所得に対する町民税の所得割を免除する適用期限を3年延長するものです。4点目は、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年延長するものです。2ページに移ります。2つ目は、固定資産税関係であります。1点目は、納税義務者に使用者を追加することと、法改正に伴う条文の整備を行うものです。納税義務者に使用者を追加することについては、調査を尽くしても行方不明や相続人の所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなし、課税ができることを規定するものです。2点目は、現所有者の申告について、登記簿または補充課税台帳に所有者として登記、または登記がされている個人が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に必要な事項を申告させることができることを規定するものです。3点目は、わがまち特例の課税標準の割合を定める規定を追加するもので、水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準を賦課年度から3年度分に限り、3分の2とするものです。3つ目は、たばこ税関係であります。たばこ税の課税免除の適用に当たっての必要な手続きを簡素化することを規定するもので、輸出等に係る課税免除の適用を受ける際に、たばこ税の申告書に必要書類を添付することについて、その書類の保存を前提に添付を不要とするものです。4つ目は、地方税等の改正に伴い条文の整備を行うものです。3ページに移ります。次に、第2条新冠町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてです。個人町民税関係で個人の町民税の非課税対象に単身児童扶養者を加える規定を削るもので、令和2年6月改正時に婚姻の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者をひとり親とすることに伴うものです。次に、附則第4条から第6条については、平成から令和への改元に伴う対応であります。議案書の6ページにお戻りください。附則です。施行期日第1条、この条例は令和2年4月1日から施行する。町民税に関する経過措置第2条、別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の新冠町税条例（以下「新条例」という。）の規定中、個人の町民税に係る部分は令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税についてはなお従前の例による。第2項、新条例第36条の3の2第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同法に規定する給与について、提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。第3項、新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払いを受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について、提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。固定資産税に関する経過措置第3条別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税についてはなお従前の例による。第2項、新

条例第 54 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税についてはなお従前の例による。第 3 項、新条例第 54 条の第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。第 4 項、新条例第 74 条の 3 の規定は、施行日以後に同条に規定する現所有者であることを知ったものについて適用する。第 5 項、平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律、第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号事項において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 項に規定する施設、または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。第 6 項、平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、新たに取得された旧法附則第 15 条第 3 条 3 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産については、なお従前の例による。

以上が、承認第 4 号 新冠調定条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る提案理由でございます。ご審議賜り、報告のとおりご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第 4 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

堤議員。

○11番（堤 俊昭君） 細かく分けると 10 項目ぐらいあると思うんですけども、少し気になるのは 2 ページの（2）の①なんですけれども、これは自治体としても気になる場所でありまして、個人としても気になる人がいるかなというふうに思うわけなんですけれども、所有者とみなし課税ができるということなんですけれども、課税ができるということで、課税しなくてもいいんだらうというふうに理解をしますけれども、その点のことと、そういった場合には条例の改正にも進んでいかなければならないのかなというふうに思いますけれども、その点いかがということと、現状こういった方は存在するのかどうかということもお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） まず 1 点目でございますけれども、課税は所有者もしくは使用者に課税は必ずしなくてはなりませんので、必ず課税がされている状態になっているということでもあります。現在、新冠町内において所有者が不明ということで困ってるという事例はございません。所有者でも会社が倒産しているというような状態の場合があります。しかし、倒産しておってもその整理がされていないような状況、ですから課税をしますけれども結果として徴収できないので、いわゆる執行停止ということで欠損処分に進んでいくということもございます。または、所有者が亡くなって、そこに相続人が放棄したと、そういう状態の土地があります。そういう部分について、その相続財産を管理する弁護士さんを立てまして、そしてその土地を所有しているような状態であります。例えば、そこは牧場であればそこに抵当権なんかがついてて、それを処分できないでいるような状態、こうい

うのは実際あります。ありますけども、これも同じように課税はして結果、徴収できないという状態で欠損を繰り返していくという状態があります。ただ、そうじゃなくて所有していた人が亡くなってその後相続できてないと、こういうような状態の人はいないということで理解いただきたいと思います。今後はそういうこともでてくるんでないかと、こういうふうに思ってます。

以上です。

○議長（荒木正光君） 堤議員。

○11番（堤 俊昭君） 町の税条例の改正に進んでいくということになるのかどうか。

○議長（荒木正光君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 今回この条例を改正いたしましたので所有者がわからない、調査を尽くしてもわからないという部分にしては、使用者に課税できるということで、これは今回の改正条例でそういうふうにするということになります。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

武田議員。

○4番（武田修一君） 同じ箇所になってしまうんですけども、その使用者を所有者とみなすところですけども、その使用者がその使用してきた過去の年数って言いましょうか、そういう期間の長さ的なことはまったく関係なく、その時点で使用してれば課税の義務が生じるということでしょうか。

○議長（荒木正光君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） そのとおりでございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第5号

○議長（荒木正光君） 日程第7、承認第5号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴 寧君） 承認第5号 専決処分について提案理由をご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。2ページをお開き願います。専決処分書でございます。新冠町国民健康保険税条例について、地方自

治法第 179 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 31 日をもって一部改正に係る専決処分を行ったものでございます。3 ページをお開き願います。新冠町国民健康保険税条例の一部を次のように改正したものでございます。初めに、条例改正の趣旨についてご説明いたします。令和元年 12 月 20 日に令和 2 年度税制改正大綱が閣議決定され、その中で国保税における税負担の適正化を図るため、2 点の見直しがされております。1 点目といたしまして、課税限度額の引き上げでございます。国保税の構成のうち、基礎課税分を 61 万円から 63 万円に、介護納付金課税分を 16 万円から 17 万円に引き上げるもの。2 点目でございますが、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直しでございます。対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を 5 割軽減においては、28 万円から 28 万 5,000 円に引き上げ、2 割軽減においては、51 万円から 52 万円に引き上げるものです。この 2 点に係る地方税法施行令の一部改正が、本年 3 月 31 日付で交付されたもので、本町といたしまして国の定める法令どおりの改正を行ったものでございます。専決処分の経緯でございますが、今回の改正法令の施行日が本年 4 月 1 日であり、特に緊急を要する議決案件でかつ議会を招集するいとまがないことから、地方自治法第 179 条第 2 項の規定に基づき、本条例の改正を専決処分としたものでございます。それでは、改正条例文を説明いたしますので、4 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条課税額でございます。第 2 項のただし書きには基礎課税分の限度額を規定しております。61 万円を 63 万円に改めるものです。第 4 項のただし書きには介護納付金分の限度額を規定しております。16 万円を 17 万円に改めるものです。次に、第 23 条国民健康保険税の減額でございます。第 1 項中には、第 2 条第 2 項の改正同様に、基礎課税限度額 61 万円を 63 万円に、介護納付金限度額 16 万円を 17 万円に改めるもの。次に、第 2 号の改正ですが、ここでは 5 割軽減の対象となる世帯を規定しております。軽減判定所得について世帯員の被保険者等に乗ずるべき金額を一人につき、28 万円を 28 万 5,000 円に改めるものです。5 ページをお開きください。第 3 号では、2 割軽減の対象となる世帯を規定しておりますが、第 2 号同様、一人当たりに乗ずる金額を 51 万円から 52 万円に改めるものでございます。3 ページへお戻り願います。附則といたしまして、第 1 条、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。第 2 条、この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

以上が、承認第 5 号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第 5 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

秋山議員。

○9 番（秋山三津男君） 条例改正によって町民に対する影響を具体的にお聞かせください。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴 寧君） 賦課課税については今後の課税になりますが、令和2年1月31日ベースでのシュミレーションでございます。課税限度額につきましては基礎課税分ということで改正前が96世帯におりまして、改正後につきましては92世帯と4世帯減ずるということとなります。それから、軽減判定世帯数につきましては、基礎課税分、介護納付金につきましても移動はございません。なお、国保税の額でございますが基礎課税分、介護納付金分を合わせまして影響額といたしましては、199万7,000円です。約200万ということでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。

よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第8 承認第6号

○議長（荒木正光君） 日程第8、承認第6号 専決処分についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第6号に対する質疑を行います。

質疑は歳出を一括して行います。11ページから13ページ、ありませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 高度無線環境整備事業のことについてお伺いいたします。この本沢地区における運用が今月ということで、計画でお伺いいたしておりますけれども、その進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） こちらにつきましてははたしか3月下旬ですか、町政事務委託文書の方で周知してございまして、4月から使えますということで、申し込みしてくださいということで町民の方にお知らせしてございます。申し込みにつきましてはあくまでも町をとおすということではなくて、それぞれ個人の方が通信事業者を選んで直接申し込んでくださいというお話をしているところでございます。そういった中で、町の方にもいろいろ相談は受けているところでございます。また、サービス開始につきましては、5月からということで事業者からは伺っておりまして、それぞれ申し込んだ町民の方、事業者は

ですね、あとは通信事業者と日程調整等をしながら5月から開始するというので今進めているところでございます。それが何件申し込んだのか、しないのかかかっていうことは今の段階では、町の方でそこまでいろんな事業者ありますので把握はできてございませんが、いずれにしても歳入の方でIRU契約料っていう部分が入ってきますので、それはそういう数字が出てきた時にどのぐらいの加入があるのかなというところは把握できるのかと思っております。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 13ページの農林水産業費、13節について有害駆除の委託料について質問させていただきます。先ほど、エゾシカの頭数が減少したというようなお話がありましたけれども、この原因というか、理由について思い当たることがありましたら教えてくださいたいと思います。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） エゾシカの捕獲頭数につきましては、令和元年度の当初の方で捕獲頭数が進捗してございまして、12月補正の段階で前年度よりも伸び率が3割増しとなっております。そこで、12月補正で600頭ほど追加したんですけれども、暖冬の影響で雪が少なかったということがございまして、エゾシカが捕獲できる範囲に出てこなかった、国有林の奥にいたのではないかというのがハンターから聞いた情報でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 森林環境譲与税について金額が決定したということですので、改めてもう一度聞かせていただきますけれども、246万9,000円ということでありましたけれども、当然新冠町の拠出分も合わせて決定がされたんだというふうに思いますけれども、住民税の均等割ということでも新冠町の拠出分はいくらというふうになったのかということまず1点と、それからなかなか町民も住民税っていったいいくら払ってるんだということになる人も多いわけでありまして、住民税が現状のいくらからいくらに増額になるということなのか、あわせて増額は間違いないわけでありまして、条例の改正も必要かなというふうに思いますけれども、条例の改正の記憶もちょっと記憶にないわけでありまして、その点について伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 森林環境譲与税の関係でございまして私の方からお答えさせていただきますけれども、この財源となりますのは森林環境税でございます。森林環境税につきましては令和6年度から徴収が始まります。この令和6年度から徴収が始まる分につきましては、国民課税対象者1人当たり1,000円、これは現在災害復旧に向けて課税対象額1人1,000円徴収してるんですが、それにかわって1,000円が徴収されるということでございます。ですので、住民税が変化するということはございません。なお、森林環

境譲与税につきましては令和6年度から、森林環境税が徴収されるまでの間は特別会計の方でもっております基金を活用しまして、譲与税を交付するという内容になってございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） なければ歳入一括して行います。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 先ほど国の方から幼児教育無償化に伴いまして交付金が充てられたという説明がありましたけれども、一応町の負担で今まではやってたと思うんですけども、この交付金の充当というのは100%いただいているのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 充当率の関係でありますけれども、今回国の方の調査に基づいて町が単独で使用した金額については報告はしてございますけれども、その算定内訳等については何を算定されているかということが全く示されてございませんので、総額でこの金額になってございまして1,797万円、当初予定よりも非常に多い額かなとは感触としては思っておりますけれども、何を算定されているのかちょっと根拠が不明確というのが実態でございます。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出一括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時17分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎ 日程第9 承認第7号

○議長（荒木正光君） 日程第9、承認第7号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹背保健福祉課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第7号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

◎日程第10 議案第20号

○議長（荒木正光君） 日程第10、議案第20号 防災行政無線整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第20号 防災行政無線整備工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。令和2年4月20日随意契約に付した防災行政無線整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。今回、実施いたします防災行政無線整備工事は、新冠市街地及び節婦地区に設置をしております同報系無線及び公用車や職員が持ち運びする異動系無線が令和4年11月30日で期限が到来するものでございまして、そのためデジタル化するものであります。屋外隔所5局17カ所、移動局23台の更新のほか、防災無線のデジタル化に合わせメール、電話、ファックス等への個別機器に接続するシステムを連動させるものとなっております。平成12年に現在ある既設の同報系無線設備を設置したことにより、新たな設計費が不要となるなど、有利な価格で契約を締結することができることから、1社指名による随意契約をしようとするもので、4月20日見積書を徴したところ予定価格内でありましたので、下記のとおり契約を締結しようとするものであります。契約の目的防災行政無線整備工事、契約の方法、1社による随意契約であります。契約金額、1億9,998万円、契約の相手方、札幌市豊平区月寒中央通11丁目7番40号、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社北海道社、北海道営業所所長 阿部英樹であります。なお、工期につきましては契約締結の翌日から令和3年3月10日までと定めております。

以上が、議案第20号 防災行政無線整備工事行請負契約の締結に係る提案理由でございます。

ます。ご審議の上、原案どおり決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第20号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） デジタル化によって防災に対する備えがさらにまた充実されることと思えますけれども、現在各町内における携帯へのエリアメールと今回の工事によってどのような互換性っていうか、相互関係というのはどのようになってくるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 現在エリアメール発信してございますけれども、今回このデジタル化によってメールや電話、ファックス等各家庭にあります個別機器、それへの接続をできるという内容になってございまして、エリアメールで発信してる内容については、現在その町民の皆さんがそこに登録をしていただきますと、一斉配信の中でその内容が受け取れるということになるものであります。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） よくわかりました。現在のエリアメールというのは登録しなくても各携帯に入ってくるわけですが、今回のこの工事によって、契約することによって個別に契約したところだけに発信するという形で理解してよろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 携帯電話やスマホと違いまして固定電話、あるいはファクス等に送るという内容になってございますので、それについては1度登録をいただいて、そこに町が発信をするということになります。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

堤議員。

○11番（堤 俊昭君） 性能もよくなるということで今の質問にもありましたけれども、使い勝手もよくなるわけでありましてけれども、以前から行政防災無線については聞こえないといったような話も多く聞かれているわけでありましてけれども、スピーカーの移動等についてはあわせて検討されているのかということについて1点目聞きたいと思います。それから、防災行政無線ということになっているわけでありましてけれども、防災無線に関しては全く問題なく利用もされているし今後も今言った方法でも利用が進むんだというふうに思いますが、一方この行政無線ということについては全国各地にあるわけでありましてけれども、新冠町は非常に使われてないと、もう少したくさん行政案内、例えば今日は健康診断ありますよとか、今日は投票日ですから行きましょうとか、そういったようなのが行政無線だというふうに思うんですが、新冠町は馬産地ということではなかなかできないんだといったようなことも聞いたことあるわけでありまして、馬産地も世代交代も進んでいますし、そんなに理解がしてもらえないわけでもないかというふうに思

いますけれども、そういったことで防災無線はオーケー、だけれども行政無線についてはまだまだ考えるところがあるというふうに思いますけれども、この点について伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 1点目は拡声機、スピーカの関係でございますけれども、今回の工事において拡声機の位置を変えるだとか、拡声機そのものを変えるということの内容には至っていない。現状のままデジタル化にするという内容でございます。それから、行政無線としての活用ということでございますけれども、議員今おっしゃられたように当町の特性であります軽種馬生産ということからかんがみまして、なかなかむやみやたらに流すといったことについては避けている状況でございます。今後につきましても利用形態については町民の皆さんからのご意見聞きながら、有効に活用できるように検討はしてみたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

武田議員。

○4番（武田修一君） 先ほどの説明の中でもありました固定電話やファクス、町民にとってという部分ですけども、固定電話に対してもどちらかというも持たない人とか、余り利用しない人というケースが出てきていると思うんですけども、あまりこのことが町民全体にかかわるということなのかどうかという分については、もう少し説明を聞きたいなっと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） もともと当町の防災無線につきましては、海岸線を中心に設置をしているということがございまして、これは津波被害を想定をした設置でありましたので、奥の方につきましてはなかなかその届かない。しかも、予算的な部分も含めてそういった経過にございますけれども、奥の方については一斉の受信ができないという状況になってございましたので、それを少しでも解消したいという方法をいろいろと検討はしてございましたけれども、今回の固定電話、ファックス、メール等に届く、これが一番有効な手立てでないかなということで考えておりまして、このような予算措置をしたところでございますけれども、今おっしゃられたように、確かに固定電話も持たない方も中にはいらっしゃるかと思いますけれども、町としてもこのあたりが限界なのかなというふうに思っておりますし、大きな災害等になればあらかじめ気象の災害であればあらかじめ天気予報、ニュース等ご覧なっただいて情報は得られるというふうにも思いますし、また地震、津波等があればそれはそれでまた皆さんはラジオ等の情報が得られるということもあろうかと思いますので、これを町はやりますのはすべてではございませんけれども、ほかの手立ても使っただいて防災に繋げていきたいんだという思いでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 先ほど同僚議員からの質疑もございましたけれども、拡声機そのものは変えないんだということでもございました。しかし、アナログの拡声機をそのまま使うのとデジタルの拡声機にするというのは、相当違いがあると思うんです。今、聞こえづらい、何言ってるかわからないというものがデジタルの拡声機にすれば相当その点が改善されると思うんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 大変失礼しました。私、拡声機変えないというふうに申し上げましたけれども、拡声機のうち17カ所についてはそのままですけども、拡声機そのものはデジタル化に対応したものと変えるということでもございます。大変失礼しました。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第21号

○議長（荒木正光君） 日程第11、議案第21号 財産の取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 議案第21号 財産の取得についての提案理由をご説明いたします。次のとおり、財産を取得するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1 取得する財産及び数量、名称エックス線CT診断装置一式、数量エックス線CT診断装置本体ほか付属品、型式キヤノンメディカルシステムズ株式会社製品、X線CT診断装置TSX-036 ほか、2 取得の目的、頭部、胸部及び腹部等の前身用画像診断、3 取得金額2,992万円、4 契約の相手方、札幌市西区福井5丁目18番26号ロックメディカル株式会社、代表取締役 岩崎圭吾でございます。今回購入するエックス線CT診断装置は、CTの他律化により広範囲をすばやく細かくデータ収集できるほか、患者さんの検査環境の向上、

例えば撮影の息止め時間短縮など、医師の診断制度の向上、画質や撮影枚数の大幅な増加の料率を可能にする機器であり、被ばく線量も大きく低減、従来の半分程度が図れるエックス線CT診断装置であります。

以上が、議案第21号財産の取得についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第21号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） ちょっとお聞きしたいんですけども、キャノンメディカルシステムズの株式会社から直接町が購入できるのか、できないのか、それが1点と。2点目、契約の相手、業者の選定はどのように行われたかお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 1点目のご質問に対してのお答えです。キャノンメディカルシステムズはメーカーでございますので、販売業者ではありませんので直接購入することはできません。2点目につきましては、新冠町の物品購入の指名願ひを提出している業者、4社から参加の有無を聞き取りまして指名をいたしました。

以上です。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） 参加の有無っていうのちょっとわからないんですけど、実質的に入札方式何ですか。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 大変失礼いたしました。登録している業者を4社指名いたしまして、指名競争入札を実施しております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

武田議員。

○4番（武田修一君） この機器の使用の数の目途、あるいは目標についてお伺ひします。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） CTの年間ケースにいたりましては、平成28年度が173名でありました。その後、109名、98名、64名とふえておりまして、令和元年度については443名の使用がありまして、28年度対比で2.5倍の使用増加を図っております。今後についても健診等を含めて使用の人数をふやしていきたいと思っておりますけども、ことに限りましては新型コロナウイルスの関係もありますので、積極的な健診等の案内はできませんけども、今後についてはこの元年度の数字を目途に、これを上回るような人数をと考えております。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） もう1回確認するんですけども、製品業者だから販売できないというふうに今答弁されたんですけども、車におきましても恐らく車だったら車、車の会社の中の販売会社があるはずなんです。そういう会社をここにはそういうあれはないんですか、この会社には。そうであれば、もしかしたら直接購入できる部分が出てくるんでないかなというふうに思うんですけど。自動車会社は要するにつくる会社と販売する会社と必ず分けてやっていますよね。恐らくつくるだけの会社でない、ただつくるだけでなく、やはり販売ももってるんじゃないかなというふうに思うんですけども、それ確認だけでいいです。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） その点については同じような形でキャノンメディカルシステムズの方に確認をしまして、直接買った方が安く購入できるということも視野に入れながらお話も進めてたんですけども、販売店ではございませんので、指名を受けても入札に参加することはできないということで、固くお断りさせていただきます。

（「何事か」呼ぶ者あり）

○診療所事務長（杉山結城君） はい、そのとおりです。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第21号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第22号

○議長（荒木正光君） 日程第12、議案第22号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷 貴君） 議案第22号 財産の取得についての提案理由についてご説明申し上げます。次のとおり、財産を取得するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでござい

す。1 取得する財産及び数量、名称は入浴設備等一式、数量は特集浴槽装置ほか、型式はオージー技研株式会社製品、アダージオ停電仕様HK-825RBほか、2 取得の目的は施設入所者の入浴のため、3 取得金額は 1,459 万円、4 契約の相手方 新冠郡新冠町字北星町 2 番地の 61、株式会社リバティ―橋本、代表取締役 橋本一美でございます。現在、恵寿荘で使用しております特殊浴槽は平成 12 年 3 月に更新し、一般浴槽のリフトにつきましても平成 17 年 2 月に更新しております。双方の設備ともに機器のメンテナンス期間が終了しており、現在まで業者がストックしておりました部品により小破修繕に対応しておりましたが、部品の調達も困難となってきたことから、特殊浴槽 1 台と特殊浴槽用搬送車 2 台並びに一般浴槽リフト 1 台とリフト搬送車 2 台を更新するものでございます。

以上が、議案第 22 号 財産の取得についての提案理由でございます。ご審議賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 22 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10 番（中川信幸君） 浴槽の耐用年数とあとは入札に当たって何社参加したのか、その 2 点についてお伺いします。

○議長（荒木正光君） 山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷 貴君） 浴槽の耐用年数につきましては、耐用年数というかメンテナンス期間というものがございまして、およそ 10 年程度というふうになっております。今回の入札に関しましては指名業者 3 社で入札を行っております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

芳住議員。

○1 番（芳住革二君） 今、メンテナンス 10 年というふうに言われたんですけど、これは納入業者が 10 年間メンテナンスを受けもつということでもいいんですか。

○議長（荒木正光君） 山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷 貴君） メーカーがメンテナンスを行うということでございます。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1 番（芳住革二君） 先程の質問と重なるかもしれませんが、浴槽の関係でいろいろなメーカーがあると思います。恐らく浴槽メーカーも販売店もってるはずなんです。今まで個人的に風呂入れたり、浴槽購入したりなんだから分においても、名前出すわけにいかないけども何々会社、浴槽の場合、先ほどの場合は特殊なものだからいろいろ問題あるかと思ったけども、この浴槽に関してはそれなりにいろんな業者があるんでないですか。それで販売店ももってるような気がするんですけども、そこら辺はどうなんですか。

○議長（荒木正光君） 山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷 貴君） 浴槽と言いましても車いす利用している方、歩けない方が利用する浴槽ですので、一般的な浴槽とはまた違いまして販売店に関しましては、基本的に販売代理店という形の方式をとっているものですから、浴槽の製造業者等のコンタクトはとっていないということでございます。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） 今、それ聞きたかったんですが、その販売代理店がいるはずなんです。そことなんで町が直接交渉しないんですか。そうすることによって安価に入れることができると思うし、それから浴槽業者かなりな件数があるはずなんです。特殊浴槽つくってる会社これ1件だけではなくて、その一般的な浴槽つくって会社も恐らく製造してるのでないかなって言うふうに思うわけです。これ1社なんですか、その特殊浴槽つくってるの。

○議長（荒木正光君） 山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷 貴君） 入札に当たりまして、この浴槽メーカーから見積もりをメーカーをとおして代理店から見積もりをいただいたんですけども、浴槽のメーカーは指定しているものではございません。特殊浴槽及びリフトという形での入札案内をいたしておりますので、このメーカーから入れろというような形のものではございません。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） このメーカーから入れろと言ってるわけじゃなくて、この浴槽に関してはいろんなメーカーがつくってるんじゃないかと。そのことによって、そこは販売代理店もあるということだから、その販売代理店をとおしてなぜ購入しないのかっていう話しなんです。販売代理店の方が高かったら別ですけども。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 物品購入、工事ですとか委託関係の指名選考委員会というのは町内機構の中にございます。まず、分野ごとに2年に1回ですけども指名願いをそれぞれ出させていただいております。その中にこの浴槽というもの入っております、まず考えなければならぬのは町内業者が指名をされてるかどうかっていう話をまず考えなければならぬ。なければ町外業者の指名願いがあがるところを指名するということになるわけですけども、たまたまこのオージー技研という株式会社さんは新冠町の指名願いがあがってなかったんです。ですから、指名願いがあがってませんでしたし、そういうたぐいの特殊浴槽関係のお風呂関係のそういうメーカーさんが、新冠町の指名願いにあがってなかったという前提があったものですから、先ほど山谷所長申し上げましたように、メーカー指定することなく同等品扱いのような形の中で見積合わせを行ったということでございますので、ご理解ください。

○議長（荒木正光君） 芳住議員4回目ですけども、特にありますか。

（「何事か」呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） もう一回最終的に確認ですけども、町内業者がいなかったらということではわかりますよ。それから、そっちのメーカーの方から指名願い出てなかったという、だけど本来なら町内業者を育てるという意味では十分わかりますけども、こればかり頼ってたら町自体が高いもの、失礼な言い方かもしれないけど、ある程度高額なものを入手するような形っていうのをどうしてもそういうことが起きる、今までも灯油だとかそういうものも含めて、やはり町内業者の方が高くして他外が安かった。やはりこれだけ財政的にひっ迫してる中で、やはりそういうことももっと考慮すべきでないかなというふうに思うんですけども、その入札方式の規定というのはあるからそれは仕方ない分であるけども、やはりこれから見直さないとならない分出てくるんでないかなと思うんですけど、この点だけ1点お聞きしたい。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） おっしゃるとおりだと実は思っております。ただ、町内業者の育成と町の財政運営のことを考えますと、このつながりが非常に難しいなというのは当事者として日々選考委員会を行ってるところでございます。今いただきましたご意見を参考にしながらこれから検討してまいりたいと思っております。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 今、芳住議員とも重なるところがあるんですけども、例えばこの先ほどの説明でメンテナンスは契約の相手方じゃなく、メーカーがきてやるというような答弁だったよね。そうなるちょっとその辺は、したらただワンクッションおいてやってるような、それは地元業者というのも理解できるんですけど、この際町長、指名選考委員のあり方について検討していくべきでないかと思うんです。ということは、令和3年度になったらこういったものがどうしても必要なる、今回は浴槽のことも、そういったものが前の年当たりでわかるので、そういったことも含めた中で、これやっぱり指名選考委員会の中でそういったことも考慮しながら、検討していくべきでないかと思うんですけど、その点についてお願いします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） ただいまのご質問なんですけども、一応副町長が答えましたように、今後に向かって町内業者の育成と行財政のことを考えながら検討してまいりたいというふうに答えておりますので、そういう方向で進めるよう進んでいくというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

俣野議員。

○5番（俣野裕之君） 取得金額が1,459万円になっておりますけども、この浴槽装置自体の本体価格と多分これ附帯工事の部分も入ってると思うので、その価格を説明願います。それと、附帯工事は多分外注工事になるような感じだと思いますけども、その外注工事に

かかわる排水、配管の部分は町内業者を契約業者は指定してるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷 貴君） 設置につきましては一式という形で納入業者が設置します。配管工事につきましても現在使用している配管につなぎ込むだけなものですから、1日程度あれば全て終了するというような形で伺っております。それと、特集浴槽装置なんですけれども、特殊浴槽1台と搬送車2台につきましては両方で850万円程度、これは課税対象になっております。それと、リフトにつきましては370万円ですがこちらの方は非課税商品となっております、設置、撤去費用で一式で50万という形で入札を終えております。

以上です。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第23号

○議長（荒木正光君） 日程第13、議案第23号 令和2年度を新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第23号に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出からとし項ごとに一括して行いますので発言は内容取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いをいたします。

歳出の6ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、ありませんか。

武田議員。

○4番（武田修一君） この新型コロナウイルスに関する事務費ものちには国の方から補助を受

けるという理解でいいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） この事業にかかわる事務費は100%国から交付されるということでございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同じく6ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、ありませんか。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） なかなかこの備品購入については苦勞されているというふうに思いますけれども、マスクですとか先ほどあった噴霧器ですとか、そういった備品について今後購入に当たっての時期ですとか、そういうルートですとか、そういった部分の予想できる部分を教えてほしいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 鷹觜保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜 寧君） 私の方でお答えいたします。マスク今回消耗品等で予算要求してございますが、主に先ほど言われるようにマスクそれから防護服、消毒液等に係る消耗品と消毒液を散布する噴霧器の予算になってございます。議員おっしゃるように、なかなか第1回目3月補正におきましてもなかなか入らないということで、その当時も納期については未定ということでございます。今回補正に当たりまして、業者等にも確認しておりますが相変わらず納期については確約、それからお示しすることはできないというような現状、それから価格についても当初予算よりは倍ぐらいになっているというような情報をいただいているところでございます。ですから、今の範囲ではここまでのお答えになってしまうかと思っております。

○議長（荒木正光君） 酒井議員。

○3番（酒井益幸君） ほんとになかなかスーパー行っても、ドラッグストア行っても、薬局等に行ってもなかなか買えないんですけれども、そのルートというか考え方というか、指定業者さんいるとは思いますが、そういった場合に今何かのつてを使って、それ以外で発注するという考え方はあるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鷹觜保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜 寧君） 現段階におきましては、従来から取引していただいている業者に発注しようと考えております。議員おっしゃるように、ほかの民間におきましてはやはりお金を出せば高額なマスクは販売しておられるようですが、やはり行政として発注する以上は規制な額、なるべく安価なものということで現段階においてはそのような方法でということを考えてございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

武田議員。

○4番（武田修一君） 備品購入のマスクに関してですけど、このマスクこういったところに配置、配布するという考えなんですか。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴 寧君） 現在、予算要求してございます部分につきましては職員窓口、役場なり施設の対応する職員のもの、それから学校等におきます児童対応する職員であったり、児童の使うものということで、そのような予算の内容になってございます。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○4番（武田修一君） 国の方から医療、あるいは介護の現場に配布されてるということだったと思いますけども、また有志あるいはその個人、法人からの寄附というものもありますけども、そういったところとの噛み合いというものはどうなんですか。もうそういった寄附等のマスクについては配布先は決まっているんですか。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴 寧君） 寄附等、それから介護施設であったり、福祉施設にかかるマスク、介護及び福祉施設に係る国、いわゆる国からのものについては既に直接配布済みでございます。それから、北海道から福祉介護施設に対するマスクの補給というのも行っておりまして、こちらも順次配布済みということになってございます。それから、個人の方々から町に対してご寄附をいただいたものにつきましては、現在ストックしておりまして一応考え方としては、今当面発注して入るまでの間、職員なり窓口対応の方に有効活用していただきたいなというふうに考えてございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、7ページ、5款農林水産業費、1項農業費、ありませんか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 先ほど承認2号の専決処分の中で、たしか41万1,000円という数字が出てきたんですけど、これと同じような考え方でいいんですか、この346万円というのは。その点についてお伺いします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） この予算につきましては、当初予算で169万8,000円を予算措置してございました。新しい年度に入りまして、お預かりしている牛が疾病のため緊急出荷をしました。この緊急出荷について金額的には約90万ほど、それから4月に通常の出荷した2頭、この2頭で補助金対象が68万、あわせて約160万ほどの予算執行となります。当初予算169万8,000円しか措置してございませんので、今後予算措置不足が生じるということで2月、3月、4月の市場の単価、これを今年度出荷を予定している牛の頭数で予測を立てまして、とりあえず当面9月末までの出荷分ということで今回補正予算を措置してございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入に入ります。戻って5ページをお開きください。

18 款繰越金、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 23 号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第 23 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（荒木正光君） ただいま町長から議案第 24 号 令和 2 年度新冠町一般会計補正予算が追加提出されました。

お諮りいたします。申し出のありました議案を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 追加日程第 1 として取り扱うことに決定をいたしました。

議案配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 2 時 1 1 分

再開 午後 1 2 時 1 2 分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第 1 議案第 2 4 号

○議長（荒木正光君） 追加日程第 1、議案第 24 号 令和 2 年度新冠町一般会計補正予算

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10万円の40件ということなんですけども、業態は大まかにどうなってるのか、その件数とそれについてお伺いします。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） こちらの方で業種といたしまして想定しているところがございますが、ゴールデンウィーク中収益性の高い業者ということでございますが、飲食店関係、コンビニ関係、宿泊業、ガソリンスタンド、若干小売りもございますがそういったところで40業者ぐらい休むか休まないかは別にして、40社ぐらいということで見込んでいるところがございます。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○10番（中川信幸君） 今、企画課長の説明でいろいろスタンドからコンビニからいろいろ言ってきましたけども、そんなに新冠40社もありますか。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） こういった先ほど言った業種を洗い出して、業者数としてはこれだけありますということで、実際ほんとに休むかどうかというのはちょっと別なんですけども、それぐらいあるということでいろいろ押さえてございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 今回、事業者ゴールデンウィークに影響がある事業者に支援するという事で、すごく素晴らしいことではないかなと思ってますが、この対象事業所の中に町内に店舗を構えていることとあります。毎年、ゴールデンウィーク期間中には道の駅のイベントスペースにおいて野菜だとか、魚だとかを売っている個人の事業者もいると思うんですが、その方たちはこの対象にはなるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 観光協会で作ってる物産展って言いますか……。

(「軽トラ市」と呼ぶ者あり)

○企画課長（原田和人君） 軽トラ市ですか、失礼いたしました。その方でございますが、その業種の中に例えば、こういった小売りみたいな感じの方が自分の店で休業をしました

よといった場合は対象となりますが、例えば出店している方が農家だとかという部分はちょっとうちの想定としては、対象とならないんじゃないかというふうにおさえているところでございます。

○議長（荒木正光君） 氏家議員。

○8番（氏家良美君） 農家の方もこの期間中の売り上げを見越して生産してる方もいらっしゃると思います。仮店舗ではありますが、この期間中に大きくは影響を受ける業種ではあると思いますので、入れたらどうかと思うんですが、その考えはないでしょうか。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 1つの判断材料として、それが生活の糧になってるかどうかっていう部分をちょっと考えなければいけないのかなというふうに思っているところございまして、農家のそういった部分的な出店については、ちょっと難しいのではないかなというふうに思っております。

○議長（荒木正光君） ほかよろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上もって本臨時会に提案されました議案すべての審議を終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（荒木正光君） これをもって令和2年第1回新冠町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

（午後12時20分 閉会）